

○名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

平成18年3月28日

条例第18号

注 令和3年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置並びに委員の定数及び任期)

第2条 法第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会として、名古屋市障害支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員の定数は、290人以内とする。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第5条第1項に規定する条例で定める期間は、3年とする。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護給付費等の額の特例)

第4条 市長は、法第31条第1項に規定する災害その他の主務省令で定める特別の事情があるときは、規則で定めるところにより、同条に基づく介護給付費等の額の特例（以下「介護給付費等の額の特例」という。）を適用する。

2 前項の規定により介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする者は、災害その他の主務省令で定める特別の事情を証明する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする理由

(3) その他市長が必要と認める事項

3 介護給付費等の額の特例の適用を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(令5条例4・令7条例53・一部改正)

(罰則)

第5条 市長は、正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出

若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し10万円以下の過料を科する。

第6条 市長は、正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する。

第7条 市長は、法第24条第2項、法第25条第2項、法第51条の9第2項又は法第51条の10第2項の規定による受給者証又は地域相談支援受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第34号）

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行の日から施行する。

（平成23年政令第295号で平成23年10月1日から施行）

附 則（平成24年条例第35号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第10条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第13号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に名古屋市障害程度区分認定等審査会の委員である者は、この条例の施行の日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第16条第2項の規定により、名古屋市障害支援区分認定等審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる

者の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成28年条例第63号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第53号）

この条例は、令和7年10月1日から施行する。